

諫早湾干拓事業潮受堤防排水門開門調査の即刻中止を強く求める意見書

諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門に関し、地元住民が求めた開門差し止めの仮処分申し立てについて、去る11月12日、長崎地方裁判所が開門差し止めを命じる決定を行った。

これは地元農漁業者の主張を全面的に受け入れたもので、主な理由は開門することにより、多くの人々が農業や漁業を行えなくなり、生活基盤を失うことにより甚大な被害が生じること、事前対策としての海水淡水化施設は実現性が低いこと、開門しても漁場環境改善の具体的効果が低く、開門調査を実施する公益上の必要性は高くないというものであった。

これまで本市議会においては、開門調査に関し、市民の生命と財産を守る観点から幾度となく国に対し抗議の意見書又は決議として、開門調査の即刻中止を訴えてきた。しかしながら、国は、これまで、地元住民、地元自治体及び本市議会の意見や要望等を再三に渡り無視し、福岡高裁の判決に従う必要があるとの従来の見解を変えることなく、開門調査に向けた事前対策工事を進めるなど開門ありきの姿勢を続けてきた。

今回、長崎地方裁判所での最新の科学的知見等による司法の判断として、開門差し止めの仮処分が決定されたことは、これまでの地元による主張の正当性の証左であり、極めて重い判断である。

そもそも諫早湾干拓事業は地元の多大な協力のもとに国営事業として完成したものであり、開門調査はその成果を国自らが否定するものであり大きな矛盾を包含している。地元住民の安心・安全と経済的利益を損なう行為は、国民の生命と財産を守るべき国の責務を放棄するに等しく、国は長崎地方裁判所の決定をこそ遵守し、開門方針を撤回すべきである。

また、国は開門調査関係の費用に約330億円の巨費を投じようとしているが、これは開門調査に使うのではなく、効果的な水産振興策や農業支援策及び環境改善策など、真の有明海再生に繋がる対策に投入すべきである。

ここに、諫早市議会は、あらためて国に対し、仮処分決定に対する異議申し立てを行うことなく、開門調査を即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年11月29日

諫 早 市 議 会

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、子どもたちが全国どこで学んでも等しく教育を受けることができるよう保障するものである。また、自治体間での教育水準に格差を生じさせないようにするために制定されたものであり、すべての国民に対し適正な規模と内容の義務教育を保障することは国の重要な責務である。

さらに、未来を担う子どもたちに対し、一人ひとりの国民として必要な基礎的資質を培うための豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹ともなるものであり、国による教育分野の「最低保障」と言えるものである。

しかし、平成18年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられ、その減額分は地方交付税で措置されることとなった。このような見直しは、長崎県を始め、財政の厳しい多くの地方自治体にとって、必ずしも義務教育の充実に必要な財源として恒久的に安定したものとは言いがたい状況となっている。

教育予算は未来への先行投資である。子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命でもあることから、全国的な教育の機会均等を確保するためには安定した財源が必要である。

よって、国におかれては、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、併せて教育予算の更なる充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

諫 早 市 議 会